

放送大学学園情報システム利用規程

平成27年11月10日

放送大学学園規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、放送大学学園（以下「学園」という。）における情報システムの役職員の利用に関する必要な事項を定め、もって情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役職員 役員、教員、職員等として学園に勤務する全ての者をいう。
- 二 臨時利用者 役職員以外の者で、情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。
- 三 管理運営部局 各情報システムのアカウント管理を担当している学園事務局の課又は室をいう。
- 四 情報システム 情報処理及び情報ネットワークに関するシステム（学園の情報ネットワークに接続される機器を含む。）で、次のものをいう。
 - (1) 学園が所有又は管理しているもの。
 - (2) 学園との契約又は協定に従って提供されるもの。
- 五 アカウント 情報システムの利用に当たって用いるID及びパスワードをいう。
- 六 情報 学園で取り扱う次の情報をいう。
 - (1) 情報システム内部に記録された情報
 - (2) 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
 - (3) 情報システムに関する書類に記載された情報

(適用範囲)

第3条 この規程は、役職員及び臨時利用者（以下「利用者」という。）に適用する。

(遵守事項)

第4条 利用者は、この規程並びに学園が定める放送大学学園情報セキュリティポリシー基本方針、放送大学学園情報セキュリティポリシー対策基準（以下「セキュリティポリシー対策基準」という。）及びセキュリティポリシー実施手順（以下「セキュリティポリシー実施手順」という。）並びに放送大学学園の保有する個人情報の管理等に関する規程（平成17年放送大学学園規程第4号）を遵守するほか、円滑な情報システムの運用に努めなければならない。

(アカウントの申請)

第5条 利用者は、情報システムを利用するときは、管理運営部局に対してアカウントを申請し、交付を受けるものとする。

(アカウントの管理)

第6条 利用者は、自己のアカウントを第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 利用者は、自己のアカウントを第三者に盗用されないよう適正に管理しなければならない。

(自己点検の実施)

第7条 利用者は、第4条に定める事項の遵守状況について、セキュリティポリシー対策基準及びセキュリティポリシー実施手順に基づいて、自己点検を実施しなければならない。

(情報の取扱い)

第8条 利用者は、セキュリティポリシー対策基準に基づいて格付けされた情報について、セキュリティポリシー実施手順に従って取り扱わなければならない。

(制限事項)

第9条 利用者は、各情報システムについて次の各号に定める行為をするときには、管理運営部局の許可を得なければならない。

- 一 教育・研究目的でファイルの自動公衆送信機能を持った P2P ソフトウェアを利用する行為
- 二 教育・研究目的で不正ソフトウェアに類似するコード又はセキュリティホール実証コードを作成、所持、使用又は配布する行為
- 三 学園の情報ネットワーク上の通信を監視する行為
- 四 学園の情報機器の利用情報を取得する行為及び学園の情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為
- 五 情報システムの機能に著しく影響を与える可能性のあるシステムの変更を行う行為

(禁止事項)

第10条 利用者は、情報システムについて定められた目的の範囲内で適切に利用するものとし、次の各号に定める行為をしてはならない。

- 一 第6条に掲げるアカウントの管理に違反する行為
- 二 放送大学学園就業規則(平成15年放送大学学園規則第4号)第10条第6号及び放送大学学園期間業務・時間雇用職員就業規則(平成15年放送大学学園規則第5号)第8条第2号その他学園の諸規程に定める守秘義務に違反する行為
- 三 放送大学学園におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成26年放送大学学園規程第2号)に定めるハラスメントに当たる行為
- 四 個人情報の漏えい等第三者のプライバシーを侵害する行為
- 五 不正ソフトウェアを作成、所持又は配布する行為
- 六 著作権等の財産権を侵害する行為
- 七 通信の秘密を侵害する行為
- 八 故意に情報システムのサービスを停止させる等、正当な利用以外で円滑な情報システムの運用を妨げる行為

九 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他の法令に違反する行為、又はこれに類する行為

十 その他学園の諸規程に違反する行為

十一 前各号に定める行為を助長する行為
（違反行為への対処）

第11条 利用者の行為が前条に掲げる禁止事項に該当し、その事実が確認されたとき、理事長は、懲戒その他適切な措置をとることができる。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、情報システムの利用について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年11月10日から施行する。
- 2 放送大学学園電子計算機利用規程（放送大学学園規程第12号）及び放送大学学園電子計算機業務処理要綱（常勤理事会決定第18号）は、廃止する。